

開催趣旨

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議を開催する。

検討の視点

1. 生産性の向上

- ・ 運行の効率化・省労働力化
- ・ 手荷役の削減
- ・ 荷待ち時間の削減
- ・ 宅配便の再配達削減
- ・ 駐車場所から集配先までの移動時間の削減 等

2. 多様な人材の確保・育成

- ・ 女性、若者等の就業促進
- ・ 勤務形態の改善 等

3. 取引環境の適正化

※関係者の要望を参考に施策を検討

構成

- 議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
- 議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣
- 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
- 構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
- 警察庁交通局長
- 財務省大臣官房総括審議官
- 厚生労働省労働基準局長
- 農林水産省食料産業局長
- 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
- 国土交通省自動車局長
- 環境省地球環境局長

スケジュール

- 平成29年6月29日 第1回 現状と課題、今後の進め方 等
- 8月28日 第2回 当面の対応方針として「直ちに
取り組む施策」を取りまとめ

※平成30年春頃までに「行動計画」を策定

自動車の運転業務に係る労働時間の規制の見直し

- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「**働き方改革実行計画**」が策定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、**時間外労働について罰則付きの上限規制**が導入されることとなり、**自動車の運転業務についても、改正法施行の5年後に、年960時間(=月平均80時間以内)の上限規制を適用**することとなった。
- 自動車の運転業務についての見直しにあたってのポイントは以下のとおり。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②段階的实施(年960時間以内の規制で適用開始。将来的には一般則の適用を目指す。)
 - ③長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	<<同左>>
↓ 36協定の 限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・自動車の運転業務は、(1)の適用を除外 ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定(貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象)	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が增加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日労働を含む) b. 単月100時間未満(休日労働を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用(改善基準告示により指導、違反があれば処分) ・ 施行後5年以降 年960時間 (月平均80時間) ・将来的には、一般則の適用を目指す

○労働時間

- 平均労働時間は、全職業平均と比較して約1～2割長い。
- 平均所定外労働時間は、全職業平均と比較して約2～3倍の長さ。
- 週間就業時間が60時間を超える者（月80時間の時間外労働時間に相当）の割合は、約4割であり、全職業平均の約3倍。

○賃金

- 年間賃金は、労働時間が長いにも関わらず、全職業平均と比較して約1～3割低い。

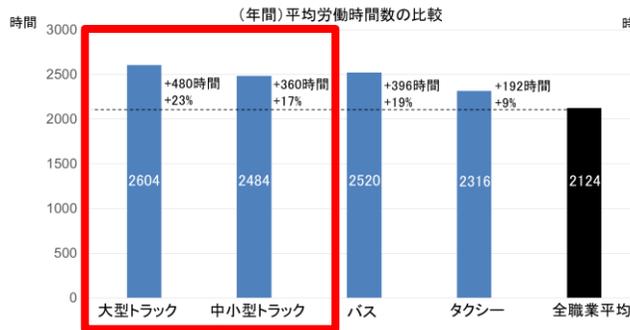
○運転者不足

- 有効求人倍率は全職業平均の約2倍。人手不足が年々深刻化。
- 女性比率は、全職業平均の1割未満と低い。
- 平均年齢は、全職業平均と比較して約3～17歳高い。

自動車運送事業の働き方をめぐる状況

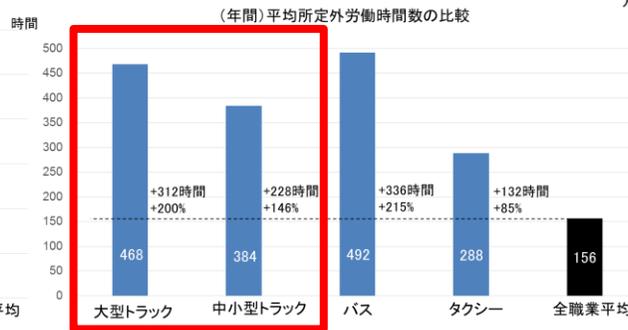
①労働時間

全職業平均より
約1~2割長い。



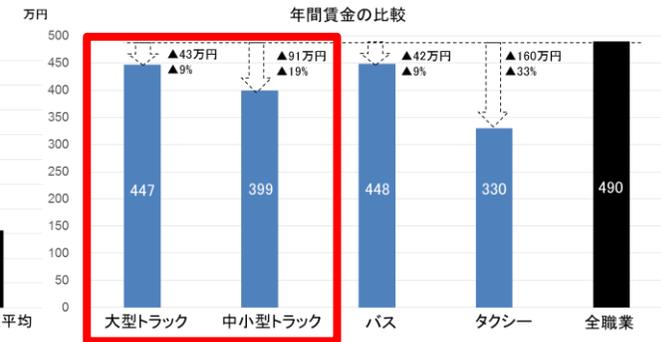
②所定外労働時間

全職業平均の
約2~3倍の長さ。



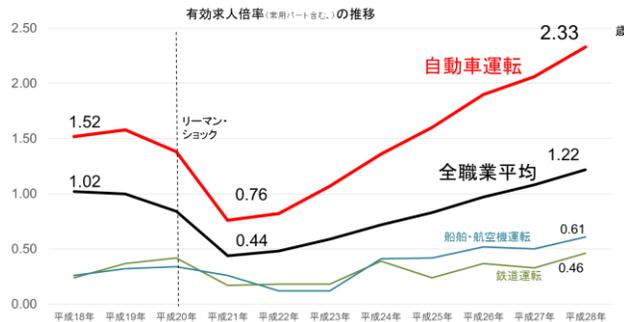
③年間賃金

長い労働時間にも関わらず、
約1割~3割低い。



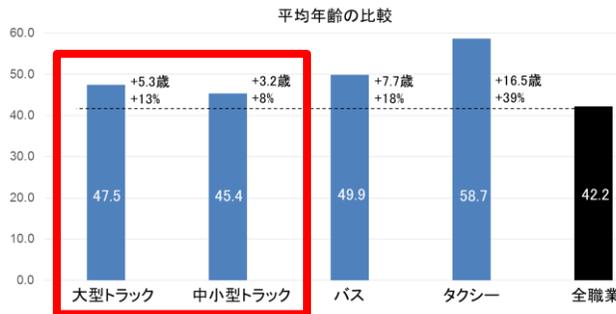
④人手不足

人手不足が年々深刻化。
有効求人倍率は全職業平均の約2倍。



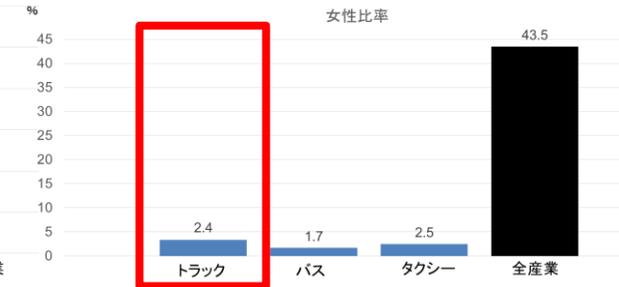
⑤高齢化

全職業平均より
平均年齢が
約3~17歳高い。



⑥女性比率

女性比率は全職業平均の1割未満と低い。

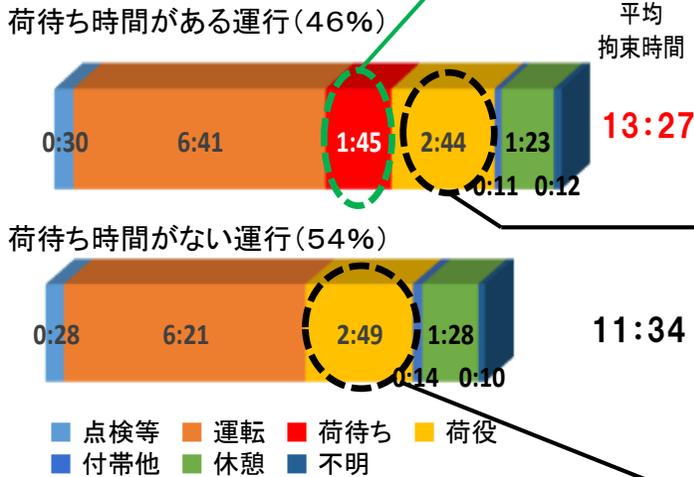


(出典)第1回関係省庁連絡会議の参考資料より国土交通省作成

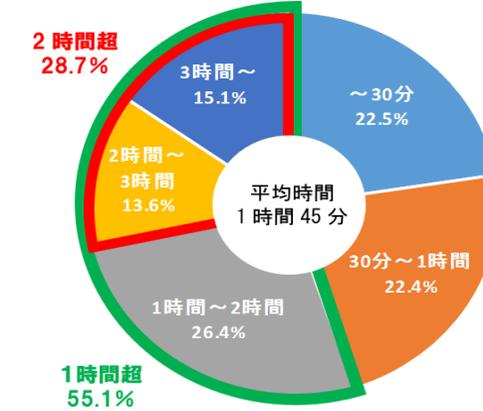
自動車運送事業の課題の例

トラックドライバーの荷待ち時間・荷役時間

1運行の平均拘束時間とその内訳



1運行あたりの荷待ち時間の分布



出典:トラック輸送状況の実態調査(H27)

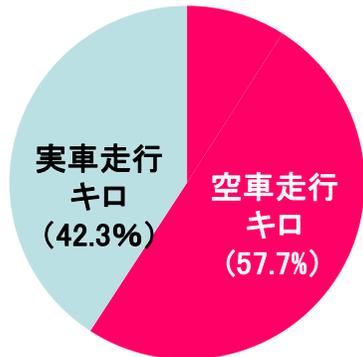
手荷役の例



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを、手積み・手卸している事例。

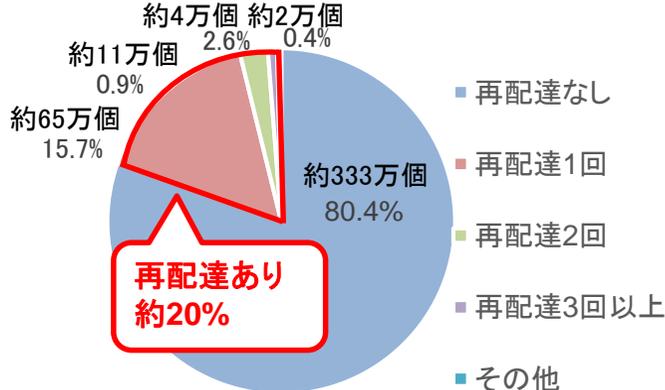
タクシーの空車走行

空車走行と実車走行の割合(全国)



宅配の再配達

配達完了までに要した再配達回数



サンプル個数:約414万個

(平成26年12月 宅配事業者3社によるサンプル調査)

手荷役と機械荷役

手積み・手卸し

作業時間

2~3時間/車



フォークリフトで荷積み・荷卸し

作業時間

20~40分/車



トラック・バス・タクシーの働き方改革 「直ちにに取り組む施策」

ー長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセルー

～クルマの仕事の生産性 & 職の魅力を高める63施策～

H29.8.28関係省庁
連絡会議取りまとめ

「☆」を付した施策は「働き方改革実
行計画」(平成29年3月)策定以降の
新規施策

「※」を付した施策は強化施策

自動車運送事業は、長時間労働の状況にある一方、荷待ち時間、宅配の再配達等に大きな効率化余地が存在。

このため、**以下の取組を政府を挙げて強力に推進。**

I. 長時間労働是正のための環境整備

① 労働生産性の向上

◎ 短い時間で効率的に運ぶ一様なムダの解消ー

【警、農、国、環】

「荷待ち時間」削減：トラックの予約調整システムの導入促進☆

「荷役時間」削減：パレット化等による機械荷役への転換促進☆

「宅配の再配達」削減：オープン型宅配ボックスの導入促進 ※

「走行時間」削減：高速道路の有効活用

◎ たくさん運んで、しっかり稼ぐ

【経、国、環】

ダブル連結トラックの導入促進☆

配車アプリ・スマートメーターによるタクシーの効率配車と新サービス☆

トラック・バス・タクシー事業の「かけもち」制度化☆

◎ 運転以外の業務も効率化【厚、国】

ICTを活用した運行管理の効率化☆

② 多様な人材の確保・育成

◎ 力仕事・泊まり勤務等からの解放【経、国、環】

荷役の機械化支援☆、トラック・高速バスの中継輸送☆、

SA・PAの大型車駐車マス不足対策

◎ 誰でも働きやすい職場づくり【厚、国】

女性が働きやすい職場環境の整備

◎ 免許を取る人を増やす【警、厚】

第二種免許の受験資格の見直しの検討☆、免許取得支援制度の利用促進

③ 取引環境の適正化

◎ 荷主・元請の協力の確保【厚、農、経、国】

荷主勧告制度の運用見直し☆、不適切な取引条件の改善に向けた取組

◎ 運賃・料金の適正收受【国】

荷役等の運送以外の役務の対価の收受対策☆

貸切バス運賃・料金の下限割れ防止対策

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

◎ 働き方改革の実現に向けた

アクションプランの策定の要請☆【国】

事業者団体に対し、策定・実施を要請

◎ ホワイト経営の「見える化」・優遇☆【国】

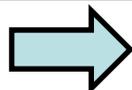
ホワイト経営に取り組む企業が取引先や

求職者に「見える」仕組みや優遇策を検討

◎ 行政処分の強化☆【国】

過労防止関連違反等に係る

行政処分の処分量定の引上げ



- 平成30年度予算概算要求に反映するとともに、制度・運用の見直しの検討を加速
- 今後、さらに検討を進め、平成30年春頃を目途に「行動計画」を策定・公表

トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」①

I. 長時間労働是正のための環境整備

①労働生産性の向上

◎短い時間で効率的に運ぶ

「荷待ち時間」削減～予約システムの導入促進～

- ・バース予約調整システムの導入促進
- ・物流総合効率化法の枠組みを活用したトラック予約受付システムの導入促進
- ・荷待ち時間等の記録の分析・活用

「荷役時間」削減～パレット化・機械荷役化の促進～

- ・農産品物流のパレット化の検討の場の設置
- ・農林水産物・食品の物流のパレット化等の促進
- ・パレット化等による機械荷役への転換促進

「横持ち・縦持ち時間」削減

～集配トラックの駐車場所の確保～

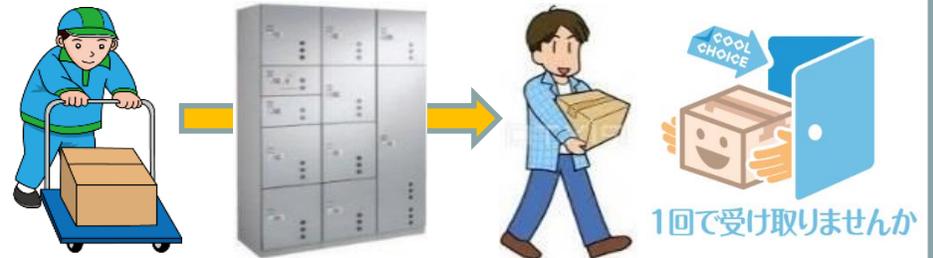
- ・貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ・物流を考慮した建築物の設計・運用の普及促進

※1:青字の施策は新規施策、紫字の施策は強化施策

※2:施策に付記された数字は「直ちに取り組む施策」別表の施策番号

「宅配の再配達」削減～宅配ボックスと国民運動～

- ・オープン型宅配ボックスの導入促進
- ・宅配便の再配達の削減に向けた国民運動



【オープン型宅配ボックス】

【統一ロゴマークを旗印に展開】

「走行時間」削減～高速道路活用と渋滞対策～

- ・高速道路の割引拡充
- ・ピンポイント渋滞対策の推進
- ・道路利用者視点での渋滞箇所の特定・渋滞対策の促進
- ・暫定2車線区間の4車線化等
- ・民間施設直結スマートIC制度の活用
- ・交通モード間の接続(モーダルコネクト)強化

トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」②

I. 長時間労働是正のための環境整備

①労働生産性の向上

◎たくさん運んで、しっかり稼ぐ

輸送能力が高い車両の導入

- ・ダブル連結トラックの車両導入に向けた特車許可基準見直し等
- ・ダブル連結トラックの導入促進
- ・連節バスの導入促進



【ダブル連結トラック】

ITの導入・制度見直し等による効率化・新たなサービス展開

- ・タクシーの配車アプリを活用した新サービスの導入の検討
- ・タクシー用スマートメーターの開発・普及
- ・旅客運送と貨物運送の「かけもち」の可能化
- ・鉄道や船舶へのモーダルシフトや共同輸配送の促進
- ・地域公共交通ネットワークの再編等の促進
- ・大型車ドライバー融通のための検討
- ・車両動態管理システムを活用したトラック輸送の効率化

「かけもち」のイメージ

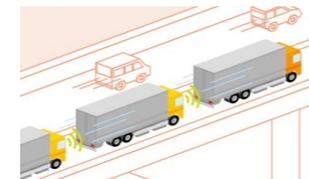


350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

【旅客運送と貨物運送の「かけもち」】

自動運転の早期実用化

- ・トラック隊列走行の実証実験の実施
- ・中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの社会実装に向けた検討



【トラックの隊列走行】

◎運転以外の業務も効率化

- ・IT点呼の拡大
- ・運行管理の高度化・効率化に向けた検討
- ・デジタル式運行記録計の導入等の促進
- ・生産性向上のための設備・機器の導入促進等
- ・生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度の整備促進

トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」③

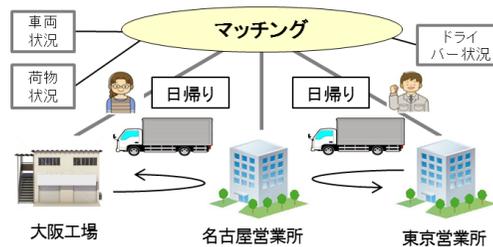
I. 長時間労働是正のための環境整備

②多様な人材の確保・育成

◎力仕事・泊まり勤務等からの解放

- ・トラックの中継輸送の普及・拡大に向けた検討
- ・高速バスの中継輸送の促進
- ・高速道路のSA・PAを活用した中継輸送の運用検討

【中継輸送のイメージ】



・スワップボディコンテナ車両の導入促進

・サプライチェーンの全体最適化システム構築に向けた取組の検討

・SA・PA・道の駅における駐車スペース活用

【スワップボディ車】

キャリア部分とコンテナ(荷物)部分が脱着できるトラック

①キャリア部分を抜き取る



②コンテナ部分を残してキャリア部分は出発



◎誰でも働きやすい職場づくり

- ・女性ドライバー応援企業認定制度の活用
- ・女性が働きやすい労働環境整備への支援制度の利用促進
- ・タクシーの労働環境の改善度等の評価・公表
- ・産業保健活動の活性化への支援制度の拡充・利用促進
- ・相談体制の拡充
- ・働き方・休み方コンサルタントによる助言・指導の利用促進
- ・職場定着支援助成金の利用促進
- ・時間外労働等改善助成金(仮称)の拡充・利用促進

◎免許を取る人を増やす

- ・第二種免許の受験資格の見直しの検討
- ・大型自動車一種免許の取得を目的とする職業訓練の実施

- ・労働者の運転免許等取得のための職業訓練への支援制度の利用促進



トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」④

I. 長時間労働の是正のための環境整備

③取引環境の適正化

◎荷主・元請の協力の確保

・荷主勧告制度の運用見直し

- ①勧告の判断基準の明確化、
②行政処分の前段階を含め早期に協力要請を行う
- などの新たな運用を本年7月から開始しており、今後、荷主への働きかけを強化することにより、トラック事業者と荷主との協議・協力体制を構築。

・荷主等へのコンサルティング・周知

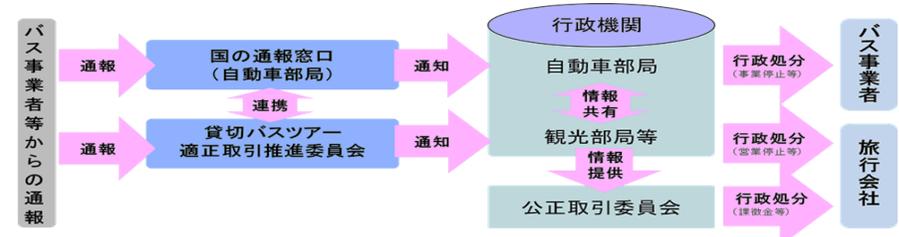
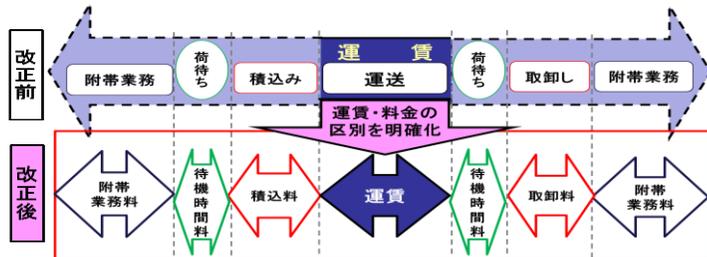
- ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成
- ・フードチェーンにおける商慣習の見直し
- ・元請への働きかけ
- ・物流特殊指定調査の拡充



◎運賃・料金の適正收受

・荷役等の運送以外の役務の対価の收受対策

- 運送以外の役務に対する対価を運賃とは別建て收受ができるよう、標準運送約款の改正(本年11月施行)を行うなど、環境を整備。
- ・生産性向上セミナーの開催等による普及促進
- ・貸切バス運賃・料金の下限割れ防止対策



トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」⑤

Ⅱ. 長時間労働是正のためインセンティブ・抑止力の強化

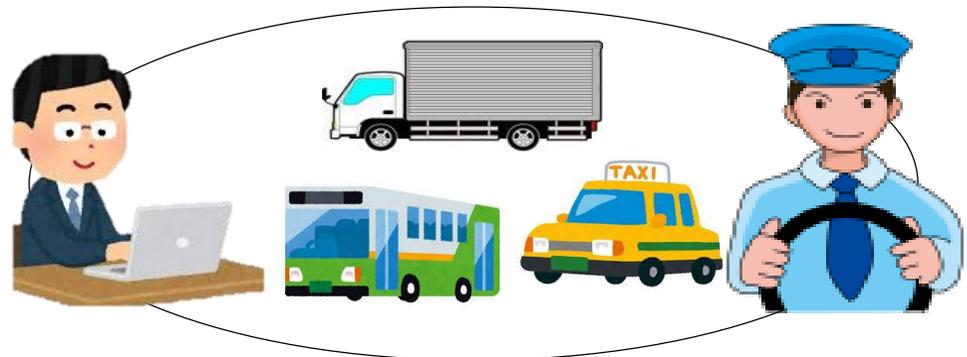
◎働き方改革の実現に向けたアクションプランの策定の要請

→トラック・バス・タクシーの各事業者団体に対し、荷主の理解の醸成等の環境整備を踏まえつつ、長時間労働の是正等の働き方改革の実現に向けたアクションプランを策定・公表・実施することを要請

【平成29年度中の策定を要請】

検討項目の例

- ①長時間労働の是正等に関する目標
- ②働き方改革の実現に向けて取り組む事項
例. 優良事例・ノウハウの共有
会員向け各種セミナーの実施
行政への提言 等
- ③取組状況のフォローアップ 等



◎ホワイト経営の「見える化」・優遇

→長時間労働の是正などの働き方改革を重視したホワイト経営に取り組む自動車運送事業者が取引先や求職者に「見える」仕組みの創設や優遇策について検討
【平成30年度末までに結論を得る】

◎行政処分の強化

→道路運送法・貨物自動車運送事業法に基づく過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定を引き上げ、過労防止対策等を強化
【平成29年度中に通達改正、30年度より適用】